

自治基本条例 比較表

自治体名	岐阜市	多治見市	垂井町	大和市	伊賀市	高浜市
人口(H22国調)	413,136	112,595	28,505	228,186	97,207	44,027
条例名	岐阜市住民自治基本条例	多治見市市政基本条例	垂井町まちづくり基本条例	大和市自治基本条例	伊賀市自治基本条例	高浜市自治基本条例
条例施行日	平成19年4月1日	平成19年1月1日	平成23年4月1日	平成17年4月1日	平成16年12月24日	平成23年4月1日
前文	日本のほぼ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは天下を制すると称された要衝の地、岐阜。歴史と文化が息づき、長良川や金華山などの豊かな自然に恵まれた私たちのまちは先人のたゆまぬ努力によって、県都としての都市機能を培ってきました。私たちは、ここに集い、生まれ、育ち、暮らし、学び、働き、命を育んでいます。このまちで人生を織り成す私たち一人ひとりが、まちに歴史を刻む主役です。先人から受け継いだまちを守り、育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる住み良いまちにして、次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。そのためには、私たち市民自らが、まちづくりの主権者として、ともに力を合わせていくことが重要です。(中段 略)私たちは、人と人のふれあいと多様な個性に満ちた地域を大切にするとともに、市政に参画し、あるいは市民活動を通じて協働のまちづくりを進めます。一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを築くため、私たちは今、ここに岐阜住民自治基本条例を制定します。	私たちは、基本的人権が尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。私たちは、まちづくりの主体として、一人ひとりが自由な意思でまちづくりにかかわるとともに、まちづくりの一部を信託するため、市民自治の主権に基づき、市民生活とその基盤である地域社会に最も身近な地域政府として多治見市を設置します。市は、市民の信託に基づき政策を定め、市政を運営しなければなりません。また、その保有する情報を市民と共有し、市民が市政に参加するための制度を整え、まちづくりを担う多様な主体と連携協力しなければなりません。私たち市民は、地域政府としての多治見市の成立が市民の信託に基づくものであることを明らかにし、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定める多治見市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。	私たちのまち垂井町は、古くから交通の要衝として多くの歴史に残る舞台となりました。また、気候風土に恵まれ、広大な山林と豊かな農地、多彩な水利など、自然環境と産業が程よく調和する中で、先人たちのたゆまぬ努力のもと、豊かな伝統文化を育みながら、暮らしの利便性に優れた住みよいふるさととして発展してきました。私たちは、垂井町民憲章を踏まえながら、こうした垂井町らしさを活かし、平和に安心して暮らせるまち、住むことに誇りをもてるまちとして、次世代へと引き継いでいかなければなりません。21世紀に入り、地方分権の進展、少子高齢社会の到来、多文化との共生、環境などの社会問題は、私たちが改めてまちづくりのあり方について考える契機となりました。これらの課題を解決していくためには、私たち一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、住民、議会、行政が互いに手を取りあって、これからのまちづくりを、みんなで考え、みんなで創りあげていくことが必要です。私たちは、人権を尊重し、近隣自治体との連携を図りながら、地球規模の課題解決も視野に入れたまちづくりを進めていきます。そして、すべての住民が、「このまちに会えてよかった。」と思えるような、幸福度の高い、自主自律した協働のまちの実現に向けて取り組むことを決意し、ここにこの条例を制定します。	大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。	伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった圏域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には「惣(そう)」という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として「伊賀の国」が形成されていました。また、近年では、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、伊賀市にとって欠かせないものとなっています。こうした背景のもと、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く地域が輝く”自立したまちの実現を確実なものとするため、自治基本条例を制定します。	私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。
目的	(目的) 第1条 この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定めることにより、多治見市の市民自治の確立を図ることを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、垂井町における自治の基本理念と基本原則を定め、住民、議会、行政が、それぞれの役割と責務を明らかにすることにより、自主自律した協働のまちづくりを推進することを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民、市及び市議会のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。
定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。 (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。 (2) 市 市議会及び執行機関をいう。 (3) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組をいう。 (4) 市政 市が行うまちづくりをいう。 (5) 参画 まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。 (6) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市とともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。 (7) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。 (8) 公共 公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。	(用語の定義) 第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 住民 町内に住む人、町内で働く人や学ぶ人、町内で事業や活動を行う人(法人その他の団体を含みます。)をいいます。 (2) 行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) まちづくり よりよい地域社会を実現するための行動や取り組みをいいます。 (4) 協働 住民、議会、行政が、お互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に協力して行動することをいいます。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。 (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。 (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。	(用語の定義) 第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。 (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。 (2) 市 市の行政事務を管理執行する機関をいう。 (3) 市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。 (4) 協働 市民、市、市議会及び各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。 (5) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。	(用語) 第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。 (1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。 (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(これらの機関の補助職員を含みます。)をいいます。 (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。 (4) 参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。	

自治基本条例 比較表

自治体名	岐阜市	多治見市	垂井町	大和市	伊賀市	高浜市
条例の位置付け	(条例の位置付け) 第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。 2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。	(最高規範性) 第41条 この条例は、市の最高規範であり、市は、この条例に従い、市政を運営し、他の条例などを制定し、改正し、廃止し、解釈し、運用しなければなりません。 2 この条例に反することは、その効力を有しません。 3 市は、法令を解釈し、運用する場合も、この条例に照らして判断しなければなりません。	(条例の位置付け) 第27条 住民、議会、行政は、この条例が町における自治についての最高規範であることを認識し、この条例の規定を守り、規定に従うよう努めます。 2 議会と行政は、他の条例や規則などを制定したり、改正や廃止をする場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、整合を図ります。	(最高規範性) 第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。	(この条例の位置付け・体系化) 第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。 2 市は、この条例の定める内容に則して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。	(条例の位置付け) 第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。 2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。
基本理念	(基本理念) 第4条 市民は、まちづくりの主権者である。		(基本理念) 第3条 住民は、まちづくりの主権者であり、議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立するものとします。		(基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。 (2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。 (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。	
自治の基本原則	(基本原則) 第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。 (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。 (2) 役割分担及び協働によること。 (3) 情報を共有すること。 (4) 人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。 (5) 地域の特性を生かすこと。 (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。 (基本原則) 第10条 市政は、住民自治の基本理念にのっとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。	(政府としての多治見市) 第34条 市は、市民に最も身近な政府として、市民の信託に基づくより良い地域社会の形成に、国と県に優先して取り組まなければならない。 2 市は、市政を自らの判断と責任において決定し、運営しなければなりません。 3 市は、国と他の自治体に対し、対等な立場で、政策、制度などの改善に向けて、主張し、連携協力しなければなりません。	(情報共有) 第4条 住民、議会、行政は、お互いに情報を伝え合い、情報の共有に努めます。 (住民参加) 第5条 住民は、まちづくりに参加することを基本とし、議会と行政は、住民のまちづくりへの参加の推進に努めます。 (協働のまちづくり) 第6条 住民、議会、行政は、協働によるまちづくりに取り組みます。	(参加及び協働の原則) 第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。 (情報共有の原則) 第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。 (法令の自主解釈) 第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。 (財政自治の原則) 第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、用途を決定する財政自治を原則とする。 (対等及び協力の原則) 第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。	(自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。 (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。 (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。 (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。 (4) まちづくりは、まず市民自らが行い、さらに地域や市が補完して行う。 (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。 (6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。	(まちづくりの基本原則) 第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。 (1) 参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。 (2) 協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。 (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

自治基本条例 比較表

自治体名	岐阜市	多治見市	垂井町	大和市	伊賀市	高浜市
市民の権利・責務	<p>(市民の権利及び役割) 第6条 市民は、市政に関して知る権利を有するとともに、広くまちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。 3 市民は、まちづくりに当たっては、互いの権利を尊重し、住民自治に寄与するものとする。 (コミュニティ) 第7条 市民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として形成された自治会等地域のコミュニティに対する理解を深め、互いに協働してより良い地域社会の実現に努めるものとする。 2 市民は、社会の課題の解決を図る市民活動団体等公益性を有する活動を目的とするコミュニティに対する理解を深め、その活動が健全に展開される豊かな市民社会が形成されるよう努めるものとする。 3 コミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。</p>	<p>(市民主権) 第2条 より良い地域社会の形成の主体は、市民です。 2 市民は、市政の主権者であり、より良い地域社会の形成の一部を市に信託します。 3 市民は、市政の主権者として、市の政策を定める権利があり、その利益は、市民が享受します。 (選挙) 第3条 市民は、選挙により、市民の代表者である議会の議員と市の代表者である市長を定め、その職を信託します。 (市民の責務) 第6条 市民は、主権者としての権利を相互に尊重しなければなりません。 2 市民は、市民の信託に基づき定められた条例と規則など(以下「条例など」といいます。)を遵守しなければなりません。 3 市民は、市政の適切な運営のための費用を負担しなければなりません。 (原則と制度の維持と拡充) 第7条 市民は、市政の原則と制度を継続的な努力により、維持し、かつ、拡充しなければなりません。</p>	<p>(住民の権利) 第7条 住民は、議会や行政の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組むことやまちづくりに参加する権利を有します。 (住民の役割と責務) 第8条 住民は、まちづくりの主役として、お互いに尊重し、協力し合うとともに、自らまちづくりに参加するよう努めます。 2 住民は、まちづくりに参加する場合において、その言動に責任をもつよう努めます。 3 住民は、町政について認識を深めるよう努めます。</p>	<p>(市民の権利) 第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。 2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。 3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。 (市民の責務) 第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。 2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。 (子ども) 第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。</p>	<p>(市民の知る権利) 第8条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の公開を請求し、取得する権利を有する。</p>	<p>(市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。 2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。 3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。 (子どものまちづくりに参加する権利) 第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。 (市民の役割と責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。 2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。 3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点をもち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。 (事業者の役割と責務) 第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。</p>
行政運営の基本原則	<p>(執行機関等) 第8条 市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)は、次に掲げる事項を基本として、住民自治を充実しなければならない。 (1) 組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること。 (2) 政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。 (3) 市民参画の制度の整備に努めるとともに、その周知に努めること。 (4) 市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実を努めること。 (5) 効果的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、より良い公共を創出するため、市民との協働に努めること。 (6) 市政に参画しないことを理由に、当該市民に不利益な扱いをしないこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進する環境の整備に努めること。 2 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人であって規則で定めるものは、まちづくりに関し前項に規定する趣旨に沿い活動するよう努めるものとする。</p>	<p>(組織機構) 第13条 市の組織は、総合的、簡素、効率的であると同時に、地域社会の変化に応じ、機動的に編成されなければなりません。 (行政改革) 第24条 市は、市政運営について、在り方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。 2 行政改革大綱は、市民の参加を経て総合計画との調整のもとで策定されます。 3 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。 4 市は、行政改革大綱の実施に当たっては、実施計画を策定し、その進捗を管理しなければなりません。</p>		<p>(運営原則) 第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。 2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。 3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。 4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(市政運営の基本原則) 第20条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。 (1) 法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。 (2) 情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。 (3) 個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。 (4) 説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。 (5) 財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。</p>	

自治基本条例 比較表

自治体名	岐阜市	多治見市	垂井町	大和市	伊賀市	高浜市
議会の役割	<p>(市議会) 第9条 市議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現に寄与するものとする。 2 市議会は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。 3 市議会は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。</p>	<p>(議会の設置) 第8条 市民の信託に基づき、市民の代表機関として、議会を設置します。 (議会の役割と責務) 第9条 議会は、立法などの市の重要な政策決定を行います。 2 議会の議員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければなりません。 3 議会と議会の議員は、言論の府としての議会の本質に基づき、議員間の自由な討議を重んじなければなりません。 4 議会の議員は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、議会は、市民参加の拡充に努めなければなりません。 5 議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため、調査活動と立法活動の拡充に努めなければなりません。 6 議会と議会の議員の責務などの基本的な原則は、別に条例で定めます。</p>	<p>(議会の役割と責務) 第9条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表が構成する議事機関として、適切な判断のもと、町の意思決定を行います。 2 議会は、まちづくりについて積極的な関わりを果たすため、住民の意思を町政に反映させるとともに、町政が適正に行われるよう監視します。 3 議会は、議会活動に関する情報を住民にわかりやすく提供するとともに、住民の個人情報取り扱いを適切に行います。 4 議員は、この条例の基本理念を理解し、議会の役割と責務を認識のうえ、まちづくりに取り組むよう努めます。</p>	<p>(市議会の責務) 第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。 2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。 3 市議会は、保有する個人情報を保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。 (市議会議員の責務) 第14条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。</p>	<p>(議会の役割と権限) 第38条 市議会は、法令で定めることにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。 2・3 (略) (議会の責務) 第39条 市議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。 2～4 (略) (議会の情報共有と市民参加) 第40条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。 2～6 (略) (議会の責務) 第41条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2・3 (略)</p>	<p>(議会の役割と責務) 第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。 2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努めます。 3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。 4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項について、別に条例で定めます。 (議員の役割と責務) 第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。 2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。</p>
市長の責務		<p>(市長の設置) 第10条 市民の信託に基づき、市の代表機関として、市長を設置します。 (市長の役割と責務) 第11条 市長は、市を統轄し、市を代表します。 2 市長は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければなりません。</p>	<p>(町長の責務) 第11条 町長は、住民の代表者として、この条例の基本理念に基づき、公正で誠実に町政の運営に当たります。2 町長は、住民の意思に適切に応えるため、職員の育成を図り、効率的な組織体制を整備します。</p>	<p>(市長の責務) 第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。 2 市長は、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。 3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。 4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。</p>	<p>(市長の責務) 第44条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。</p>	<p>(市長の役割と責務) 第11条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。</p>
行政の責務		<p>(市の役割) 第4条 市は、市民の厳粛な信託により市政を運営し、より良い地域社会の形成の一部を担います。 2 市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。 (連携協力) 第5条 市民と市は、それぞれの活動において連携協力し、より良い地域社会を形成します。 (行政委員会の役割と責務) 第12条 行政委員会(市長を除く執行機関をいいます。以下同じです。)は、その権限に基づき、事務を執行します。 2 行政委員会は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、自らの判断と責任において、その職務を誠実に管理し、執行しなければならない。 (制度の活用と改善) 第21条 市は、市政の原則と制度を継続的に改善し続けなければなりません。 2 市は、この条例で定める制度をできる限り相互に関係付け、相乗的な効果を上げるよう努めなければなりません。 3 市は、この条例で定める制度が誰にも共有されるため、簡素で分かりやすくするよう努めなければなりません。</p>	<p>(行政の役割と責務) 第10条 行政は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、町政に関する事務を、自主的で総合的な判断と責任において執行します。 2 行政は、住民の信託に基づき、町政を効果的で効率的に運営します。 3 行政は、この条例の基本理念に基づき、住民の意思を反映したまちづくりを進めます。</p>	<p>(執行機関の組織) 第19条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。</p>	<p>(市の責務) 第7条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。 2 市は、市民が容易に情報を得られるよう、情報提供の充実に努めなければならない。 3 市は、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)に定めるところにより、その有する情報を原則として公開しなければならない。 (行政の役割と権限) 第42条 市は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。 2 市長は、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようしなければならない。 3 市長は、議案の提出、予算調整、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。 (執行体制の整備) 第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p>	

自治基本条例 比較表

自治体名	岐阜市	多治見市	垂井町	大和市	伊賀市	高浜市
職員の責務		<p>(職員の責務) 第14条 市の職員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市政に対する市民の信任に応えるため、誠実かつ公正に職務を執行しなければなりません。 (公益通報) 第15条 市の職員は、公正な市政を妨げ、市に対する市民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を放置し、隠してはなりません。 2・3 (略)</p>	<p>(職員の責務) 第12条 職員は、法令を守り、法令に従い、公正で適正に職務を遂行します。 2 職員は、この条例の基本理念を理解し、その具体的な施策を計画し、遂行するため、自己の職務能力の向上に努めます。</p>	<p>(市職員の責務) 第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>	<p>(職員の責務) 第45条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。 (公益通報) 第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。 2 前項に関することは、別に定める。</p>	<p>(職員の役割と責務) 第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。 2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。</p>
総合計画		<p>(総合計画) 第20条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。 2～7 (略)</p>	<p>(総合計画) 第13条 行政は、この条例の基本理念に基づき、総合的で計画的なまちづくりを実現するための総合計画を策定します。</p>	<p>(総合計画) 第17条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第26条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。</p>		<p>(総合計画の策定等) 第21条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。 2～4 (略)</p>
行政手続		<p>(行政手続) 第29条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続(以下「行政手続」といいます。)に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。 2 行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>(行政手続) 第21条 行政は、別に条例で定めるところにより、住民の権利利益を保護するため、届出などの行政手続きを定め、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。</p>	<p>(行政手続) 第24条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。 2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。</p>		
財政運営		<p>(財務原則) 第25条 市は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営を図らなければなりません。 2 市は、毎年度、計画期間を定めた財政計画を策定しなければなりません。 3 市は、財政計画、予算編成、予算執行と決算認定の状況を、毎年度、市民に分かりやすく公表しなければなりません。 4 市は、政策目的の実現のため、効果的で合理的な予算執行に努めなければなりません。 5 健全な財政に関し必要な事項は、別に条例で定めます。 (自治行財政権の確立) 第35条 市は、市の事務事業と財政について市民の理解を深めるよう努めるとともに、市の財政の健全化のため、財務の充実を図るよう努めなければなりません。 2 市は、事務事業の範囲と性質や効率性と経済性を考慮して、国や他の自治体との役割分担の明確化を図るよう努めなければなりません。 3 市は、国や他の自治体との役割分担に応じ、財源の確保を図るよう努めなければなりません。</p>	<p>(財政運営) 第14条 行政は、総合計画に基づき、計画的で健全な財政運営を行います。 2 行政は、予算、決算その他財政状況について、住民にわかりやすく公表します。</p>	<p>(財政の健全性の確保) 第26条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。 (財産管理) 第27条 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。 (財政状況等の公表) 第28条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。</p>	<p>(財政運営の基本方針) 第51条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえ、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 2 (略) (財政基盤の強化) 第52条 市は、自主課税制度の導入、市民負担のあり方及び市有財産の活用等を検討するとともに、国・県に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。 (予算編成、予算執行) 第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。 2 (略) (財産管理) 第54条 市は、財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。 2 (略) (財政状況の公表) 第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p>	
法令順守		<p>(法務原則) 第27条 市は、条例などと要綱を整備し、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を最高規範とする法体系を構築しなければなりません。 2～5 (略) (法令遵守) 第28条 市は、市政の適正な運営のため、法令遵守に取り組まなければなりません。</p>			<p>(法務体制) 第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。</p>	

自治基本条例 比較表

自治体名	岐阜市	多治見市	垂井町	大和市	伊賀市	高浜市
行政評価		(政策評価) 第23条 市は、政策の合理的な選択と質の向上のため、政策の立案、決定、実施と評価という過程を確立し、政策評価を実施しなければなりません。	(行政評価) 第20条 行政は、町政運営を点検し、改善を図るため行政評価を行い、適正で効率的な町政運営を行います。 2 行政は、行政評価を行うにあたり、住民参加の方法を用いるとともに、その結果と見直しの内容について、わかりやすく住民に公表します。	(行政評価) 第20条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。 2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。	(行政評価) 第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 3 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。	
個人情報保護		(個人情報の保護) 第31条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければならない。 2 市民は、自らに関する個人情報の開示、訂正、削除、利用停止を請求する権利があります。 3 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めます。	(個人情報の保護) 第17条 行政は、別に条例で定めるところにより、住民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、利用、提供や管理などを適切に行います。	(個人情報の保護) 第23条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。 3 前2項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。	(個人情報の保護) 第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。2 前項に関することは、別に定める。	
情報の共有		(総合的な情報公開の推進) 第16条 市民は、市政の主権者として、市政について知る権利があります。 2 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であることを認識するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表、提供と開示の総合的な推進に努めなければなりません。 (情報公開制度) 第17条 市は、情報公開制度を設けなければなりません。 2～7 (略)	(情報の公開と提供) 第16条 行政は、別に条例で定めるところにより、行政が保有する文書を公開するとともに、その情報をわかりやすく提供します。	(情報公開) 第22条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。 2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。	(情報共有の原則) 第6条 市民及び市は、まちづくりに関する必要な情報を共有するものとする。 (出資法人等の情報公開) 第9条 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。 (情報の収集及び管理) 第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。 2 (略) (意思決定過程の情報共有) 第11条の2 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。 2 (略)	
説明責任		(説明責任) 第22条 市は、公正で開かれた市政の推進のため、意思決定の内容と過程を明らかにし、市民に説明する責任を負います。	(説明責任) 第15条 行政は、政策の立案、実施、評価、見直しについて、住民にわかりやすく説明します。 2 行政は、住民から説明を求められた場合は、誠実に対応します。	(説明責任) 第21条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。 2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。	(意見等への対応) 第50条 市は、市民から意見、要望、提言等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。 2・3 (略) (市の責務) 第43条 市は、その所管する事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。 2 市は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的にその所管する事務を執行しなければならない。	
パブリックコメント	(パブリックコメント手続) 第12条 市長等は、市政の基本的かつ重要な政策の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、原則として広く市民から意見を求めるパブリックコメント手続を実施するものとする。 2 市長等は、前項の規定により提出された意見を考慮し、政策の検討を行うものとする。 3 市長等は、提出された意見の概要及び政策に係る意思決定の内容を公表するものとする。		(意見の聴取) 第19条 行政は、住民の生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる計画や条例などを策定したり、改正や廃止をする場合は、事前にその案について公表し、広く住民の意見を聴取します。 2 行政は、聴取した意見を考慮し、意思決定を行うとともに、その意見に対する行政の考え方を公表します。			

自治基本条例 比較表

自治体名	岐阜市	多治見市	垂井町	大和市	伊賀市	高浜市
住民投票	<p>(市民投票) 第11条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く市民の総意を把握するため、市民投票を実施することができる。 2 市民投票は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て制定された条例の定めるところにより、これを実施する。 3 前項に規定する条例は、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件、成立要件その他市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 4 市民及び市は、前3項の規定により市民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。</p>	<p>(市民投票) 第32条 市は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、市民による投票(以下「市民投票」といいます。)を実施することができます。 2 市民投票に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 (尊重義務) 第33条 議会の議員と市長は、自らに対する市民の直接の信託に対する責任に基づき、市民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>(住民投票) 第26条 町政に関する重要な事項について、広く住民の意思を把握する必要があると認められる場合、町長は、この条例の基本理念に基づき、住民投票を行うことができるものとします。 2 住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。 3 住民、議会、行政は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p>	<p>(住民投票) 第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の請求等) 第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2～6 (略)</p>	<p>(市民投票の原則) 第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。 2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、外国人住民や未成年者の参加に十分配慮する。 3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。 (市民投票の実施) 第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。 2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。</p>	<p>(住民投票) 第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p>
市民参加・参画	<p>(市民参加の権利) 第18条 市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。 2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。 (市民参加の推進) 第19条 市は、多くの市民の参加機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。 2 市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければなりません。 3 市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければなりません。 (1) 総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。 (2) 重要な条例、規則などや要綱(政策、事業の基準を定めた文書をいいます。以下同じです。)を制定し、改正し、廃止するとき。 (3) 事業を選択するとき。 (4) 事業を実施するとき。 (5) 政策評価を実施するとき。 4 市民参加の推進に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>(市民参加の権利) 第18条 市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。 2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。 (市民参加の推進) 第19条 市は、多くの市民の参加機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。 2 市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければなりません。 3 市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければなりません。 (1) 総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。 (2) 重要な条例、規則などや要綱(政策、事業の基準を定めた文書をいいます。以下同じです。)を制定し、改正し、廃止するとき。 (3) 事業を選択するとき。 (4) 事業を実施するとき。 (5) 政策評価を実施するとき。 4 市民参加の推進に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>(まちづくりに参加する権利) 第12条 市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。 2 (略) (まちづくりの参加における市民の責務) 第13条 市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。 2 (略) (まちづくりにおける市の役割と責務) 第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 2 (略)</p> <p>(計画策定における市民参加の原則) 第15条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定及び見直しに際しては、市民の参加を図らなければならない。 2 (略) (計画策定における市民参加の方法) 第16条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。 2・3 (略) (条例制定における市民参加) 第18条 市は、次の各号に定めるまちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。ただし、次項に該当する場合は、この限りでない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略)</p>	<p>(参画機会の保障) 第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。</p>		
協働の推進	<p>(協働で担う公共) 第14条 市長等は、公益事業等の充実に図るため、市民と市の協働に努めるものとする。 2 市長等は、より快適な公共空間を創出するため、市民と市の協働による公共空間の管理等の推進に努めるものとする。 3 市長等は、前2項に規定するもののほか、様々な主体が協働して公共を担うための環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(協働の推進) 第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。 2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。</p>	<p>(協働の推進) 第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。 2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。</p>	<p>(協働の推進) 第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。 2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。</p>	<p>(協働の推進) 第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。 2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。</p>	<p>(協働の推進) 第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。 2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。</p>

自治基本条例 比較表

自治体名	岐阜市	多治見市	垂井町	大和市	伊賀市	高浜市
附属機関等の運営	(審議会等の運営) 第13条 市長等は、審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。)の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部には市民からの公募による委員を選任するものとする。		(審議会などの運営) 第18条 行政は、審議会などの委員を選任する場合は、公募による住民を含めるよう努めるとともに、その構成については、性別、年齢層などの均衡を図ります。 2 審議会などの会議は、公開することを原則とします。		(審議会等への市民参加) 第17条 市は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう務めなければならない。 2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。	
市民協議会等の設置	(まちづくりに関する協議会等) 第15条 市長等は、地域を構成する市民と緊密な関係にあり、地域の特性を生かしたまちづくりを担うコミュニティの活動を尊重するものとする。 2 市長等は、コミュニティが地域のまちづくりを主体的に進めるために、まちづくりに関する協議会を設ける場合は、必要に応じてこれを支援するものとする。 3 市長等は、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。		(まちづくり協議会) 第24条 住民は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会(以下「協議会」といいます。)を行政と協働して設置することができるものとします。 2・3 (略)			
中間支援組織の設置	(中間支援機能) 第16条 市長等は、コミュニティ相互を始めとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するための支援機能の充実に努めるものとする。		(まちづくりセンター) 第23条 町長は、住民が行うコミュニティ活動の充実を図り、協働のまちづくりを推進する母体として、垂井町まちづくりセンター(以下「センター」といいます。)を設置します。 2 センターは、住民が主体となり、議会や行政と協働して運営を行うものとします。 3 センターは、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成などを行うものとします。 4 センターの組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。		(住民自治活動を支援する機関の設置) 第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、伊賀市市民活動支援センターを設置する。	
住民自治・コミュニティ			(コミュニティの形成) 第22条 住民は、自治会、ボランティア団体などへの参加を通じて、お互いに助け合い、地域の課題解決や共通の目標達成に向けて行動するため、良好なコミュニティを形成するよう努めるものとします。 2 住民は、良好なコミュニティを形成するため、お互いに情報の提供と共有を進め、連携してまちづくりを行います。 3 議会と行政は、協働のまちづくりを進めるため、コミュニティ活動を尊重するとともに、必要に応じて支援を行います。	(地域コミュニティ) 第12条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団(以下この条において「地域コミュニティ」という。)が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。 2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。 3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。 4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。	(住民自治の定義) 第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 2 (略) (住民自治に関する市民の役割) 第22条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。 (住民自治に関する市の役割) 第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。	(地域内分権の推進) 第16条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。 (まちづくり協議会) 第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。 2・3 (略)

自治基本条例 比較表

自治体名	岐阜市	多治見市	垂井町	大和市	伊賀市	高浜市
					<p>(住民自治地区連合会の所掌事務) 第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。 (1)～(3) (略) 2・3 (略) (住民自治地区連合会の委員の任命等) 第35条 住民自治地区連合会の委員は、当該地区の住民自治協議会又は地域振興委員会の委員の中から市長が任命する。 2 (略) (住民自治活動を補完する行政機関の設置) 第37条 市は、法第155条第1項で定める支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。 2 (略)</p>	
国との連携・地域間連携				<p>(他の自治体との連携) 第32条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。</p>		<p>(他の自治体等との連携と協力) 第23条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。</p>
危機管理体制の確立		<p>(災害などへの対処) 第38条 市は、災害などの不測の事態(以下「災害など」といいます。)から市民の生命と身体や財産や生活の平穏を守るよう努めなければなりません。 2 市は、災害などに備え、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行わなければなりません。 (国と他の自治体への働きかけ) 第39条 市は、災害などへの対応に当たり必要な場合は、国、他の自治体に対し、支援を迅速に求めなければなりません。 2 市は、被災した自治体に対し、必要な支援を迅速に行うよう努めるものとします。 3 市は、災害などに備え、国や他の自治体との連携を図るよう努めなければなりません。 (市民の役割) 第40条 市民は、災害などの発生時において、自らを守る努力をするとともに、その役割の大きさを認識し、相互に協力して災害などに対応しなければなりません。</p>				<p>(危機管理) 第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。 2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。</p>
条例の見直し等		<p>(この条例の改正) 第42条 市は、この条例について地域社会の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに改正しなければなりません。</p>	<p>(条例の見直し) 第28条 町長は、この条例の施行日から五年を超えない期間ごとに、各条項が社会情勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるかを検証します。 2 町長は、検証の結果を踏まえ、この条例の条項やこの条例に基づく制度についての見直しなど、必要な手続きを行います。</p>		<p>(この条例の検討及び見直し) 第58条 市は、改正後4年を目途に社会情勢、経済情勢に応じて施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>(条例の検証と見直し) 第24条 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。 2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。</p>

自治基本条例 比較表

自治体名	岐阜市	多治見市	垂井町	大和市	伊賀市	高浜市
その他	<p>(住民自治推進審議会) 第17条 市長は、住民自治の充実を図るため、住民自治推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 2 審議会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。 3 審議会は、前項に規定するもののほか、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に提言することができるものとする。 4 市長は、この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。 5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (委任) 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(是正請求制度) 第30条 市は、市の行為などに対して是正を求める請求を公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の権利利益の保護を図るとともに、市政の適正な運営に資するため、是正請求制度を設けなければならない。 2～4 (略) (出資団体など) 第26条 市は、市が出資し、職員を派遣し、公の施設の管理を委ねている団体などの団体(以下「出資団体など」といいます。)に関し、市との関係と出資団体などの経営状況などに関して資料を作成し、毎年度、公表しなければならない。 2・3 (略) (多文化共生社会の実現) 第36条 市は、多様な主体との連携協力により、多様な文化と価値観を互いに理解し、尊重する地域社会の形成を図るよう努めなければならない。 2 市は、地域社会における課題が国際的な課題とかかわっていることを認識し、国際的な連携協力を促進するよう努めなければならない。 (平和への寄与) 第37条 何人も、平和のうちに暮らす権利があります。 2 市民と市は、正義と秩序を基調とする平和を希求し、平和に寄与するよう努めなければならない。 3 市は、市民の生命と身体や財産や生活の平穏を守るよう努め、国際的な人道上の条約に基づき行動しなければならない。</p>	<p>(まちづくり審議会) 第25条 町長は、協働のまちづくりの取り組みの検証を行うため、垂井町まちづくり審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。 2～4 (略)</p>	<p>(出資法人に対する指導等) 第25条 執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び助言を行うものとする。 (厚木基地) 第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。 2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。 (委任) 第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定める。</p>	<p>(住民自治活動を補完する行政機関の設置) 第37条 市は、法第155条第1項で定める支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。 2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。 (人材育成) 第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。 2 市長は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。 3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。 (外部監査) 第57条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するよう努めるものとする。</p>	